



ふかさわ りゅうすけ  
**深澤 竜介**  
(無会派)

## 離婚調停中・裁判中の子育て支援について

**問** 離婚調停中・裁判中の、ひとり親世帯には、離婚が成立していないために各種支援を受けられない現状がある。しかし、国の会議で児童扶養手当について「離婚調停中でも受給可能」と制度が見直されることとなった。現実的な運用はいつからなのか。

**部長** 令和3年度中に基準改正通知が来る予定であるが、現実的な運用の時期は示されていない。

**意見** 政治の役割は、本当に困っている人に手を差し伸べることだと思う。離婚調停中は、精神的・経済的に苦しい状況にある。速やかな対応をお願いしたい。

## 静岡県盛土条例改正と富士宮市の対応

**問** 県条例と市条例の関係はどうなるのか。

**部長** 500㎡から1000㎡の間は、富士宮市条

例の適用となる。

**問** 静岡県の改正案は近隣と比べてどうか。

**部長** 現行の県条例は、近隣他県と比べて、若干弱いものであったが、改正案では、同程度になる。

**問** 県の条例が厳しくなったから、違反盛土がなくなるものではないと思う。そのあたりの意識はいかがか。

**部長** 市民からの情報提供は重要であるし、市役所内の連絡体制強化も引き続き行う。

## 県内において下位である、基金残高について

**問** 市民一人当たり、全基金残高は県内の35市町中26位と下位である。特に、学校施設は、面積は全公共施設の44%を占め、大半が建築後40年から50年経過している。また、設備改修には、補助金が出ない。そこで将来を考えると、学校施設整備基金は常に10億円程度は確保すべきと考えるがいかがか。

**部長** 提案のとおり学校施設整備基金は10億円程度を意識して積立てていきたい。



つじむら たける  
**辻村 岳瑠**  
(育成)

## 富士宮の源泉、湧玉池。保存と活用について

**問** 湧玉池の藻類の異常繁茂に関する調査報告書によると、対策として「下池の水位低下で流速増加させる」とあるが、市の考えを伺う。

**部長** 市が単独で調査を実施することは困難。国・県と連携し、専門的な調査に取り組むことを要望。安易な干渉はせずに、藻類の清掃を引き続き実施したいと考えている。

**市長** 湧玉池所有者としては、「豊かな水を蓄えたい」という選択。流速を早くすることで藻が無くなることだけを考えたなら、そうかもしれない。しかしそうもいかない苦しい事情があることをご理解いただきたい。

**問** 文化財保護法一部改正の目的は、文化財の活用である。文化財の活用は観光振興、ひいてはその地域を活性化させるが、市の考えを伺う。

**部長** 文化財を観光などの地域資源として活用していくためには保護・保存が前提であり、保存なくして活用はあり得ない。文化財保護法の改正以降、業務が増加している状況であるが、与えられた体制の中で、効率的に文化財の保護・保存と活用に努めていく。

**部長** 湧玉池はとても力のある地域資源、宝である。近年、修学旅行の動向に変化あり。湧玉池を学ぶという活用は、修学旅行という視点から楽しくなってくると思う。

**部長** 湧玉池は富士宮の宝である。しっかり守った上で、それを阻害しない範囲内で観光資源として、うまく利用させていただきたい。

**教育長** 富士山学習で湧玉池がどんな場所であるかという学習として学んでほしい。

## 市役所北側駐車場の注意書き看板について

**問** 国際文化都市にふさわしい優しい表記にできないか。

**部長** 利用者に対する強い内容については修正したいと考える。